

平成19年度第10回道州制特区提案検討委員会次第

日時 平成19年11月27日(火) 9:15~
場所 道庁別館10階北海道労働委員会会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 分野別審議について

(2) 次回（第11回）委員会について

(3) その他

3 閉 会

【配付資料】

資料1 道民提案・関連提案の整理一覧表

資料2~10 項目別資料一覧

・整理案

・検討案

参考資料 町内会関係資料

第10回北海道道州制特区提案検討委員会委員名簿

【委 員】

氏 名	現 職	備 考
五十嵐 智嘉子	(社) 北海道総合研究調査会常務理事	副 会 長
井 上 久 志	北海道大学大学院経済学研究科教授	会 長
佐 藤 克 廣	北海学園大学法学部教授	
林 美香子	キャスター・地域まちづくりコーディネーター	
福 士 明	札幌大学法学部教授	欠 席
宮 田 昌 利	(株)サンエス・マネジメント・システムズ代表取締役	
山 本 光 子	(株)電通北海道プランニングディレクター	

(50 音順)

【事 務 局】

氏 名	役 職
川 城 邦 彦	北海道企画振興部地域主権局長
井 筒 宏 和	北海道企画振興部地域主権局次長
出 光 英 哉	北海道企画振興部地域主権局参事
田 中 秀 俊	北海道企画振興部地域主権局参事

テーマ別（環境・観光・地方自治）
道民提案・関連提案の整理一覧表

資料 1

テーマ	分類	道 民 提 案	関 連 提 案	委員会検討		
				第8回	第9回	第10回
環境	森林	3 7 森林管理の一元化				
		3 8 森林審議会の所掌事務拡充	①森林審議会	○		☆
		3 9 道計画・市町村計画の統合	②人工林資源	○		☆
	土地利用	4 9 農地転用許可等の権限移譲	③国土利用		○	☆
		5 0 保安林に関する権限移譲	③国土利用			
	バイオ燃料	1 0 8 バイオ燃料の普及促進				
		1 0 9 バイオ軽油の非課税化				
		1 1 0 遊休農地を活用した燃料生産 3 0 (同上)		○		
観光	観光客誘致	1 1 3 一廃処理施設の設置要件緩和	④循環型社会		○	☆
		1 1 4 処理施設許可要件の条例委任	④循環型社会			
		5 3 國際観光の振興	⑤観光振興特区 (地域限定通訳案内士)		○	☆
		5 4 カジノの整備				
		5 5 民宿・ファームインの活性化			○	
		5 6 特定免税店制度			○	
		※5 7 C I Q業務の一部移管				
	観光業振興	5 8 ピザ発給要件の緩和				
		※6 0 道路標識の統一				
		6 3 外国人人材受入れの促進	⑤観光振興特区 (外国人人材受入れ)			☆
	物流・人材移動の活性化	6 4 自家用車による旅客共同送迎				
		6 5 有料顧客送迎に係る権限移譲				
地方自治	基礎自治体の強化	6 9 自由貿易地域指定				
		※7 4 新千歳空港の貨物受け入れ				
		7 5 空港の一括管理			○	○
	役割分担の明確化	(9 2) (時差の導入)	⑥プラチナティーク (仮称)		○	
		1 3 0 負担金制度の廃止				
	自治体財政・会計の改善	1 3 1 (1 2 5 に同じ)				
		※(138) (複式簿記導入)	⑧地方自治法規律密度			
		※(139) (歳出科目の一部廃止)	⑧地方自治法規律密度			○
	市民活動・ボランティア活動の活性化等	※(144) (領域拡大)	⑨町内会事業法人制度		○	○
		※(183) (一極集中都市化の解消)	⑨町内会事業法人制度 ⑦広域中核市			(参考人)
	その他	※(23) (救急車の出動理由の公表)	⑩緊急自動車			
		※1 7 6 都市再生緊急整備地域の指定			○	

- 注) ア)「道民提案」欄で、「※」付きは事務局において【特区提案によらなくても対応可能なもの】として整理したものを、「(番号)」は「関連提案」に関連した道民提案を参考に記載。
イ)「関連提案」とは、「道民提案」の趣旨及びアイデアを活用しながら、特区提案の形態・内容として、より実現可能なものとなるよう、府内等で検討している提案をいう。
ウ)「委員会検討」欄は、「○」は検討、「☆」は整理案(=答申案)としての検討を示す(なお、第10回が空欄のものは、今後の継続検討等)。

項目別資料一覧

整 理 案（答申案イメージ）

資料2 森林審議会の所掌事務等の拡充

①森林審議会

資料3 人工林資源の的確な管理体制の構築

②人工林資源

資料4 国土利用の規制制限等の移譲

③国土利用

資料5 北海道らしい循環型社会の構築

④循環型社会

資料6 地域限定通訳案内士試験の独自基準の設定

⑤観光振興特区
(地域限定通訳案内士)

資料7 外国人人材の受け入れの促進

⑥観光振興特区
(外国人人材受入れ)

検 討 案

資料8 空港の一括管理

NO.75 空港の一括管理

資料9 自治のかたちを自ら決める

⑦地方自治法規律密度

資料10 町内会事業法人制度の創設

⑧町内会事業法人制度

森林審議会の所掌事務等の拡充

現状

- 北海道では、森林法第68条に基づき森林審議会を設置しているが、その所掌事務は第68条第2項の中の「この法律の施行に関する重要事項」が明確でないため、法令の規定によりその権限に属された事項である地域森林計画の樹立や保安林の指定の解除などに限定しているため、その他の林務施策に係る事項については、別な審議会(北海道森林づくり審議会)を設置して対応している状況にある。
- 委員の人数、組織・運営事項も同法及び同法施行令で規定されており、特別委員の任命など柔軟な対応ができない。

課題

- 森林審議会は森林の整備・管理について議論することを主体とした審議会であり、林業・木材産業の振興や森林の利活用についての議論は行えない。
- しかしながら、森林の整備とその後の利用については本来、密接不可分なものであり、特に環境問題が注目されている中、2つの審議会がそれぞれ別々に議論するよりも一体的に議論する方がより効率的である。
- 都道府県における各種審議会の必置規制の見直しについては、平成9年の地方分権推進委員会の勧告が出されており、森林審議会についても地方の裁量で審議内容や組織・運営事項を弾力的に設定できる仕組みが必要である。

目指すすがた

森林審議会の所掌事務等の拡充

○北海道森林づくり審議会 (条例設置)

- 林業・木材産業の振興や森林づくりに対する道民理解の促進方策など林務施策の重要な事項について審議

権限移譲

森林審議会の所掌事務、組織を地方の裁量で拡充し、北海道の林務施策全般について審議できるようにする。
(審議範囲等を条例に委任)

森林計画と林務施策を一体的に審議することにより、より効率的かつ統一的な展開が可能となる

○森林審議会 (法律設置、審議内容が固定)

- 地域森林計画の樹立
- 保安林の指定及び解除
- 林地開発行為の許可処分

統合

など

- 林務施策全体の方向性の理解、認識が図られた上で、より専門的な審議ができる
- 特別委員の追加等、柔軟な運営が可能となる

森林審議会と森林づくり審議会について

	森林審議会（法律設置）	森林づくり審議会（条例設置）
法的根拠 (設置)	森林法 第68条 都道府県に都道府県森林審議会を置く。	北海道森林づくり条例 第22条 北海道における森林づくりを推進するため、知事の附屬機関として、北海道森林づくり審議会を置く。
委員数	第70条 1 都道府県森林審議会は、委員15人以内で組織する	第24条 1 審議会は、委員15人以内で組織する。 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。
所掌事務	第68条 2 都道府県森林審議会は、この法律又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮問に応じて答申する。 (森林法の規定によりその権限に属された事項) ①地域森林計画の樹立及び変更 ②保安林の指定及び解除 ③林地開発行為の許可处分 (他の法令の規定によりその権限に属された事項) ①都道府県防除実施基準の策定及び変更など(森林病害虫等防除法) ②木材安定供給確保事業に関する計画の認定(木材の安定供給の確保に関する特別措置法) (この法律の施行に関する重要事項) ①森林計画 ②保安施設 など	第23条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。 (1) 知事の諮問に応じ、森林づくりの推進に関する重要事項を調査審議すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務 (条例の規定によりその権限に属された事務) ①森林づくり基本計画の策定 (森林づくりの推進に関する重要事項) ①森林づくりを進めるための指針 ②森林の整備の推進及び保全の確保 ③林業の健全な発展 ④木材産業等の健全な発展 ⑤道民の理解の促進 ⑥青少年の学習の機会の確保 ⑦道民等の自発的な活動の促進 ⑧山村地域における就業機会の確保 ⑨森林づくりに関する技術の向上 ⑩道民の意見の把握等 ⑪道有林野の管理運営 ⑫財政上の措置 など
建議	第68条 3 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、関係行政庁に建議することができる。	第23条 2 審議会は、森林づくりの推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。
政令への委任	第73条 この法律に定めるもののほか、都道府県森林審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。	

地方分権推進委員会 第2次勧告（平成9年7月8日）
(抜粋)

第3章 必置規制の見直しと国的地方出先機関のあり方

I 必置規制の見直し

4. 必置規制の見直しの基本的考え方

(2) 「法律又はこれに基づく政令」に拠る必置規制の見直し

③ 審議会等附属機関に関する必置規制

地方公共団体がその自己決定権を十分に發揮するためには、その政策の企画立案に際して、住民や有識者、各種団体の関係者等の意見を反映することがますます重要なとなるが、国が法令により個別の行政分野毎に審議会等の設置を義務付けることは、地方公共団体における総合的な政策決定を損なうおそれがあることから、できる限り弾力的なものとするとともに、類似の審議会等との統合も可能となるようとする。

- a. 審議会等の統合などにより総合的な政策決定を可能とするように、法令における組織・名称を「～に関する審議会等」と規定することを原則とする。
- b. 住民の権利義務に密接にかかわる事項に関し審査・審議を行う審議会等及び斡旋・調停・仲裁等の準司法的な機能を担う審議会等の設置を義務付けることは、適正な行政手続を保障するために必要とされる規制であり、存置するものとする。
- c. 委員の構成・数・任期・選任手続等については、原則として、地方公共団体が条例で定めることとし、法律又はこれに基づく政令で規制を行う場合にも、審議会等における審議の公正・専門性を確保するため、必要最小限度にとどめるものとする。

5. 必置規制の個別事項の具体的見直し

(2) 「法律又はこれに基づく政令」に拠る必置規制の見直し

③ 審議会等附属機関に関する必置規制

a. 組織・名称

・都道府県自然環境保全審議会

都道府県自然環境保全審議会の組織、名称に関する必置規制は、弾力化する。

この場合、「都道府県における自然環境の保全に関する審議会を置くものとする」と規定する。

・総量削減計画策定協議会

総量削減計画策定協議会については、固有の協議会としての必置規制は廃止し、名称を含め設置形式の自由化を図ることとする。

・都道府県環境審議会

都道府県環境審議会の組織、名称に関する必置規制は、弾力化する。

この場合、「都道府県の区域における環境の保全に関する基本的事項の調査、審議等を行わせるために、環境の保全に関して学識経験を有する者を含む者で構成

される合議制の審議機関を置くものとする」と規定する。

・国土利用計画地方審議会

国土利用計画地方審議会の名称に関する必置規制は、弾力化する。

この場合、「法律によりその権限に属せられた事項の調査審議のほか、国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に係る重要事項の調査審議に関する審議会を置くものとする。」と規定する。

・スポーツ振興審議会

都道府県におけるスポーツ振興審議会の組織、名称に関する必置規制は、弾力化する。

この場合、「スポーツの振興に関する審議会を置くものとする」と規定するものとする。

・公民館運営審議会

公民館の運営に対し地域住民の意見を反映させる手法は、地方公共団体の自主的判断に委ねることとし、必置規制は、廃止の方向で見直すものとする。

・地方社会福祉審議会

地方社会福祉審議会の必置規制は、弾力化する。

この場合、名称については「社会福祉に関する審議会等を置くものとする」と規定し、定員等に関する規制は、必要最小限の範囲にとどめるよう必要な見直しを行う。

・都道府県児童福祉審議会

都道府県児童福祉審議会の組織、名称に関する必置規制は、弾力化する。

この場合、「児童福祉に関する審議会等を置くものとする」と規定し、定員等に関する規制は、必要最小限の範囲にとどめるよう必要な見直しを行う。

・地方精神保健福祉審議会

地方精神保健福祉審議会の組織、名称に関する必置規制は、弾力化する。

この場合、「精神保健福祉に関する審議会等を置くものとする」と規定し、定員等に関する規制は、必要最小限の範囲にとどめるよう必要な見直しを行う。

・環境衛生適正化審議会

環境衛生適正化審議会の名称・定員に関する規定は、都道府県の自主組織権を尊重する観点から、必要最小限の範囲にとどめるよう必要な見直しを行う。

都道府県環境衛生適正化審議会の議事運営の方法については、国の環境衛生適正化審議会に関する法律の規定に準じて、都道府県の条例で定めるものとする。

・漁港管理会

第3種漁港に係る漁港管理会の必置規制は廃止し、地域住民、漁業関係者等の意見の反映の手法については、漁港の管理者である地方公共団体の自主的判断に委ねることとする。

・都道府県職業能力開発審議会

都道府県職業能力開発審議会の組織、名称に関する必置規制は、弾力化する。

この場合、「職業能力の開発に関する審議会等を置くものとする」と規定するものとする。

- ・都道府県（市町村）水防協議会

都道府県（市町村）水防協議会は、任意設置とし、これを設置しない場合においては、都道府県（市町村）防災会議で水防計画について調査審議することとする。

- b. 委員の構成・数・任期・選任手続等

- ・環境衛生適正化審議会（再掲）

環境衛生適正化審議会の名称・定員に関する規定は、都道府県の自主組織権を尊重する観点から、必要最小限の範囲にとどめるよう必要な見直しを行う。

都道府県環境衛生適正化審議会の議事運営の方法については、国の環境衛生適正化審議会に関する法律の規定に準じて、都道府県の条例で定めるものとする。

今次勧告において検討した必置規制の見直しの事項別の整理の状況は、別表3のとおりである。

（別表3） 必置規制の見直しの事項別整理

※別表3における上記以外の必置規制の見直し事項（審議会等付属機関）

- ・医療扶助審議会（「生活保護法による医療扶助運営要領について」昭和36年9月30日付通知）

通知に規定する医療扶助審議会の設置に関する規定は、「技術的助言」として標準的な考え方を示すものである旨の趣旨を明確にし、必要最小限の範囲にとどめるよう必要な見直しを行う。

- ・都道府県（市町村）農業振興地域整備促進協議会（「農業振興地域の整備に関する法律の施行について」（昭和44年事務次官通達））

農業振興地域の整備に関する法律の改正と併せて事務次官通達を改正し、「協議会の設置等連絡協議体制を設けることができる」とするなど、農業振興地域整備計画の策定に当たっての関係者の連絡協議体制のあり方及びその名称を弾力化する。

森林審議会の所掌事務等の拡充 <新旧対照表>

区 分	現 行		権限移譲後																					
イメージ図	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">項目</th><th style="text-align: left; padding: 5px;">北海道森林審議会</th><th style="text-align: left; padding: 5px;">北海道森林づくり審議会</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">設置根拠</td><td style="padding: 5px;">森林法 § 68</td><td style="padding: 5px;">北海道森林づくり条例 § 22</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">委員数</td><td style="padding: 5px;">(法 § 70-1) 15人以内(法令) 8人(現行)</td><td style="padding: 5px;">(条例 § 23) 15人以内+特別委員(条例) 13人+9人(現行)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">部会</td><td style="padding: 5px;">林地保全部会 4人(8人の内数)</td><td style="padding: 5px;">森林の保全と活用方策等に関する検討専門委員会 13人 (13人のうち特別委員9人)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">所掌事務</td><td style="padding: 5px;">(法 § 68-2) ○森林法の規定によりその権限に属された事項 ・地域森林計画の樹立 ・保安林の指定及び解除など ○他の法令の規定によりその権限に属された事項 ○この法律の施行に関する重要事項 ・森林計画、保安林等に関する技術的事項など (法 § 68-3) 関係行政庁に建議することができる</td><td style="padding: 5px;">(条例 § 23) ○条例の規定によりその権限に属された事務 ・森林づくり基本計画の策定 ○森林づくりの推進に関する重要事項 ・林業、木材産業等の振興 ・森林づくりに対する道民理解の促進など (条例 § 23) 知事に建議することができる</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">建 議</td><td colspan="2" style="text-align: right; padding: 5px;">(法 § 68-2 に定める事項のほか、道条例に定める事項) ・地域森林計画の樹立 ・保安林の指定及び解除 ・林業、木材産業等の振興 ・森林づくりに対する道民理解の促進など (法 § 68-3 に定める事項のほか、道条例に定める事項) 関係行政庁(法 § 68-2 の事項に限る)及び知事に建議することができる</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right; padding: 5px;">森林計画と林務施策の一体的審議効率的かつ統一的な展開</td><td colspan="2" style="text-align: right; padding: 5px;"></td></tr> </tbody> </table>		項目	北海道森林審議会	北海道森林づくり審議会	設置根拠	森林法 § 68	北海道森林づくり条例 § 22	委員数	(法 § 70-1) 15人以内(法令) 8人(現行)	(条例 § 23) 15人以内+特別委員(条例) 13人+9人(現行)	部会	林地保全部会 4人(8人の内数)	森林の保全と活用方策等に関する検討専門委員会 13人 (13人のうち特別委員9人)	所掌事務	(法 § 68-2) ○森林法の規定によりその権限に属された事項 ・地域森林計画の樹立 ・保安林の指定及び解除など ○他の法令の規定によりその権限に属された事項 ○この法律の施行に関する重要事項 ・森林計画、保安林等に関する技術的事項など (法 § 68-3) 関係行政庁に建議することができる	(条例 § 23) ○条例の規定によりその権限に属された事務 ・森林づくり基本計画の策定 ○森林づくりの推進に関する重要事項 ・林業、木材産業等の振興 ・森林づくりに対する道民理解の促進など (条例 § 23) 知事に建議することができる	建 議	(法 § 68-2 に定める事項のほか、道条例に定める事項) ・地域森林計画の樹立 ・保安林の指定及び解除 ・林業、木材産業等の振興 ・森林づくりに対する道民理解の促進など (法 § 68-3 に定める事項のほか、道条例に定める事項) 関係行政庁(法 § 68-2 の事項に限る)及び知事に建議することができる		森林計画と林務施策の一体的審議効率的かつ統一的な展開			
項目	北海道森林審議会	北海道森林づくり審議会																						
設置根拠	森林法 § 68	北海道森林づくり条例 § 22																						
委員数	(法 § 70-1) 15人以内(法令) 8人(現行)	(条例 § 23) 15人以内+特別委員(条例) 13人+9人(現行)																						
部会	林地保全部会 4人(8人の内数)	森林の保全と活用方策等に関する検討専門委員会 13人 (13人のうち特別委員9人)																						
所掌事務	(法 § 68-2) ○森林法の規定によりその権限に属された事項 ・地域森林計画の樹立 ・保安林の指定及び解除など ○他の法令の規定によりその権限に属された事項 ○この法律の施行に関する重要事項 ・森林計画、保安林等に関する技術的事項など (法 § 68-3) 関係行政庁に建議することができる	(条例 § 23) ○条例の規定によりその権限に属された事務 ・森林づくり基本計画の策定 ○森林づくりの推進に関する重要事項 ・林業、木材産業等の振興 ・森林づくりに対する道民理解の促進など (条例 § 23) 知事に建議することができる																						
建 議	(法 § 68-2 に定める事項のほか、道条例に定める事項) ・地域森林計画の樹立 ・保安林の指定及び解除 ・林業、木材産業等の振興 ・森林づくりに対する道民理解の促進など (法 § 68-3 に定める事項のほか、道条例に定める事項) 関係行政庁(法 § 68-2 の事項に限る)及び知事に建議することができる																							
森林計画と林務施策の一体的審議効率的かつ統一的な展開																								
法令制度	<p>【現 行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○森林審議会の所掌事務は限定 <ul style="list-style-type: none"> ・森林法又は他の法令により権限に属された事項及び森林法の施行に関する重要事項に限定されている(法 § 68-2) ○上記事項について、関係行政庁に建議することができる(法 § 68-3) ○森林審議会の組織は人数・部会等について規定(法 § 70・73) <ul style="list-style-type: none"> ・部会は審議会の委員で構成され(施行令 § 7)、特別委員の規定なし 		<p>【特区提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道においては、法 § 68、70、73 に定める事項のほか、所掌事務、組織・運営事項について、道条例により定める <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 現行の両審議会の所掌事務及び組織、運営が一つの審議会でカバーできるよう条例に定める </div>																					

○ 森林法（昭和二十六年六月二十六日法律第二百四十九号）（抄）

（設置及び所掌事務）

第六十八条 都道府県に都道府県森林審議会を置く。

2 都道府県森林審議会は、この法律又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮問に応じて答申する。

3 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、関係行政庁に建議することができる。

第六十九条 削除

（組織）

第七十条 都道府県森林審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、第六十八条第二項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、非常勤とする。

（会長）

第七十一条 都道府県森林審議会の会長は、前条第一項の委員が互選した者をもつて充てる。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、第一項の委員が互選した者がその職務を代行する。

第七十二条 削除

（政令への委任）

第七十三条 この法律に定めるもののほか、都道府県森林審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 森林法施行令（昭和二十六年七月三十一日政令第二百七十六号）（抄）

（都道府県森林審議会の部会）

第七条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもつて充てる。

3 委員の所属部会は、会長が定める。

4 都道府県森林審議会が特に定めた事項については、部会の決議をもつて総会の決議とすることができる。

（参考）

○ 北海道森林づくり条例（平成14年3月29日条例第4号）（抄）

（設置）

第22条 北海道における森林づくりを推進するため、知事の附属機関として、北海道森林づくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第23条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

（1） 知事の諮問に応じ、森林づくりの推進に関する重要事項を調査審議すること。

（2） 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

2 審議会は、森林づくりの推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

（組織）

第24条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

（部会）

第28条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

人工林資源の的確な管理体制の構築

現状

- ・近年、中国の経済成長などにより海外から日本への木材輸入量が大幅に減少している(原木輸入量 H9:168万m³ → H18:37万m³ △80%)
 - ・一方、民有林の人工林は植樹・育成が進み、伐採・利用段階に移行し、その結果、北海道ではカラマツ人工林を中心に伐採量が急激に増加している状況
皆伐面積 H13:4,488ha → H18:7,977ha(1.8倍)
伐採跡地面積 H13:2,853ha → H18:7,343ha(2.6倍)
造林面積 H13:6,308ha → H18:6,389ha(1.0倍)
- 造林未済地の増加

課題

- ・森林が二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫として注目されている状況において、無秩序な伐採は環境保全や資源の持続的な利用の観点からも適当ではなく、伐採の抑制を行う必要がある。
- ・現行の森林計画制度は、市町村別、都道府県別となっており、地方が一体となつた計画となっていない。材の流通や森林の公益的機能の効果が市町村域にとどまらないことから、道と市町村が連携した資源管理が必要である。
- ・森林施業計画の認定基準や伐採届出制度は、全国一律となっており、地方独自に追加、上乗せできる仕組みが必要である。

目指すべき

人工林資源の的確な管理体制の構築

■森林計画制度(全国一律)

- 地域森林計画(都道府県)
市町村森林整備計画(市町村)
・全国的な課題である森林整備の推進が主目的

■森林施業計画の認定基準

- ・全国一律の認定基準

■伐採届出による伐採

- ・全国一律の伐採届出制度

特例措置

権限移譲

■地域森林計画と市町村森林整備計画を統合

- ・道独自の「森林資源管理計画(地域森林計画)」を道と市町村が共同で作成
- ・資源管理を主目的とした計画の策定
- ・樹種別の伐採調整基準量を設定

■認定基準に樹種別の伐採量を追加

- ・道独自の上乗せ基準

■道独自に伐採量を抑制

- ・伐採届出制度に新たな審査手続きを追加

伐採調整基準量を超えた場合は伐採を抑制

伐採調整基準量

(資源の保続が危惧される → 伐採調整基準量)

調整対象

伐採可能面積

伐採量の調整

人工林資源について、計画段階から伐採計画を的確に管理することにより、北海道の森林資源の保全と循環利用の両立が図られる

人工林資源の現状

北海道の人工林資源をめぐる情勢の変化

●人工林資源の充実

[人工林の蓄積量]

H8:157,121千m³ → H18:218,991千m³ (1.4倍)

●道産材需要の増加

[道産材供給量]

H13:313万m³ → H18:437万m³ (1.4倍)

●皆伐面積の増加

[一般民有林の皆伐面積]

H13:4,488ha → H18:7,977ha (1.8倍)

●伐採跡地面積の増加(伐採後3年未満)

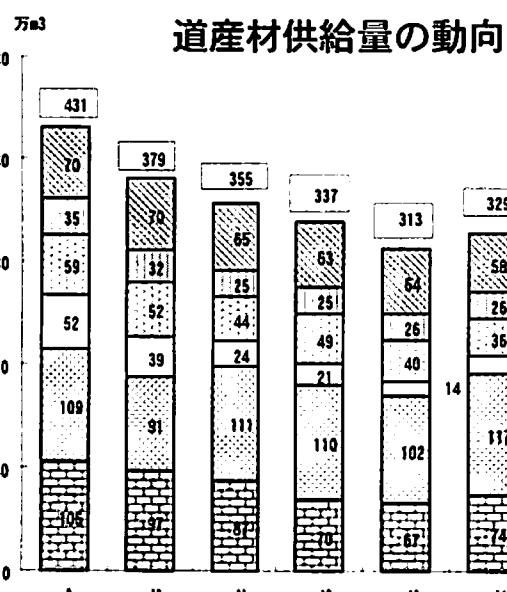
[一般民有林の伐採跡地面積]

H13:2,853ha → H18:7,343ha (2.6倍)

●造林面積は横ばい

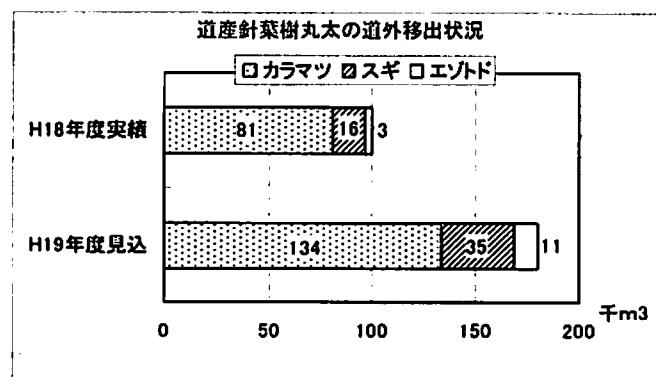
[一般民有林の造林面積]

H13:6,308ha → H18:6,389ha (1.0倍)

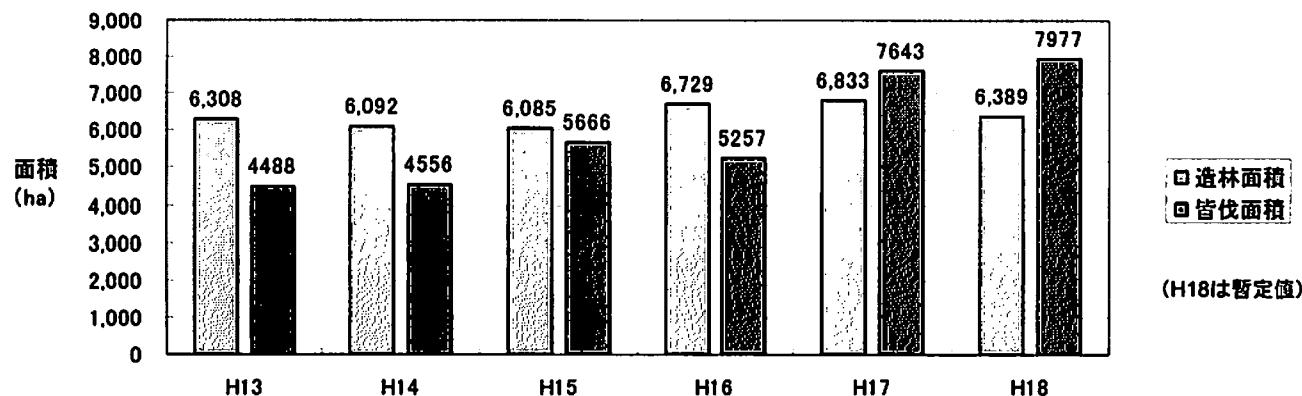


原木輸入量 H9:168万m³ → H18:37万m³

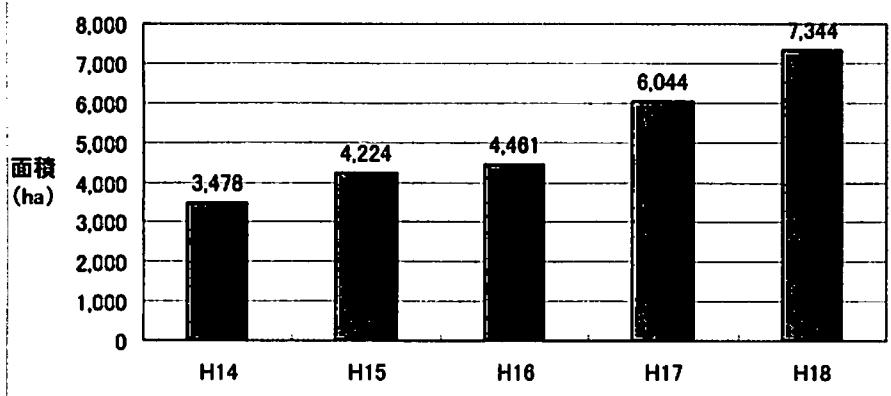
役場用 (広葉樹)
役場用 (松)
役場用 (ヒノキ・トド)
製材用 (広葉樹)
製材用 (松)



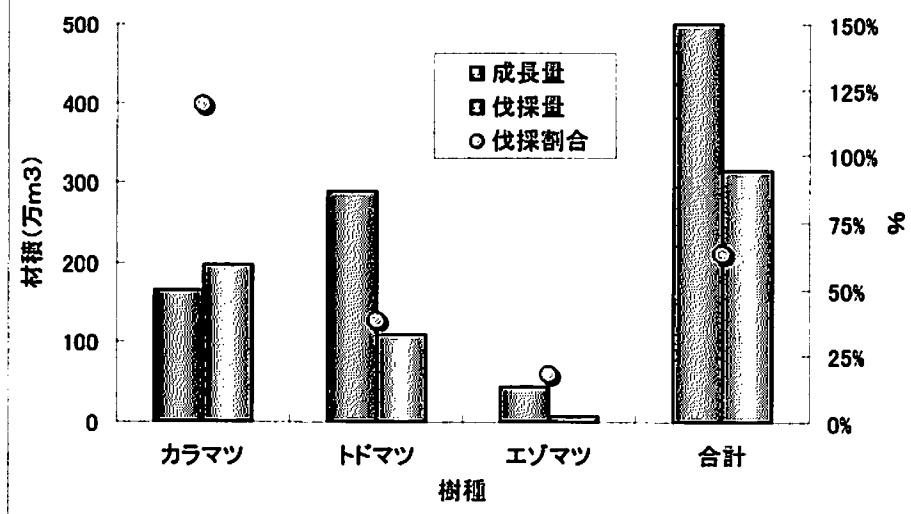
一般民有林の皆伐面積と造林面積



一般民有林人工林伐採跡地(3年未満)面積



全道の樹種別(人工林)成長量と伐採量(H17)



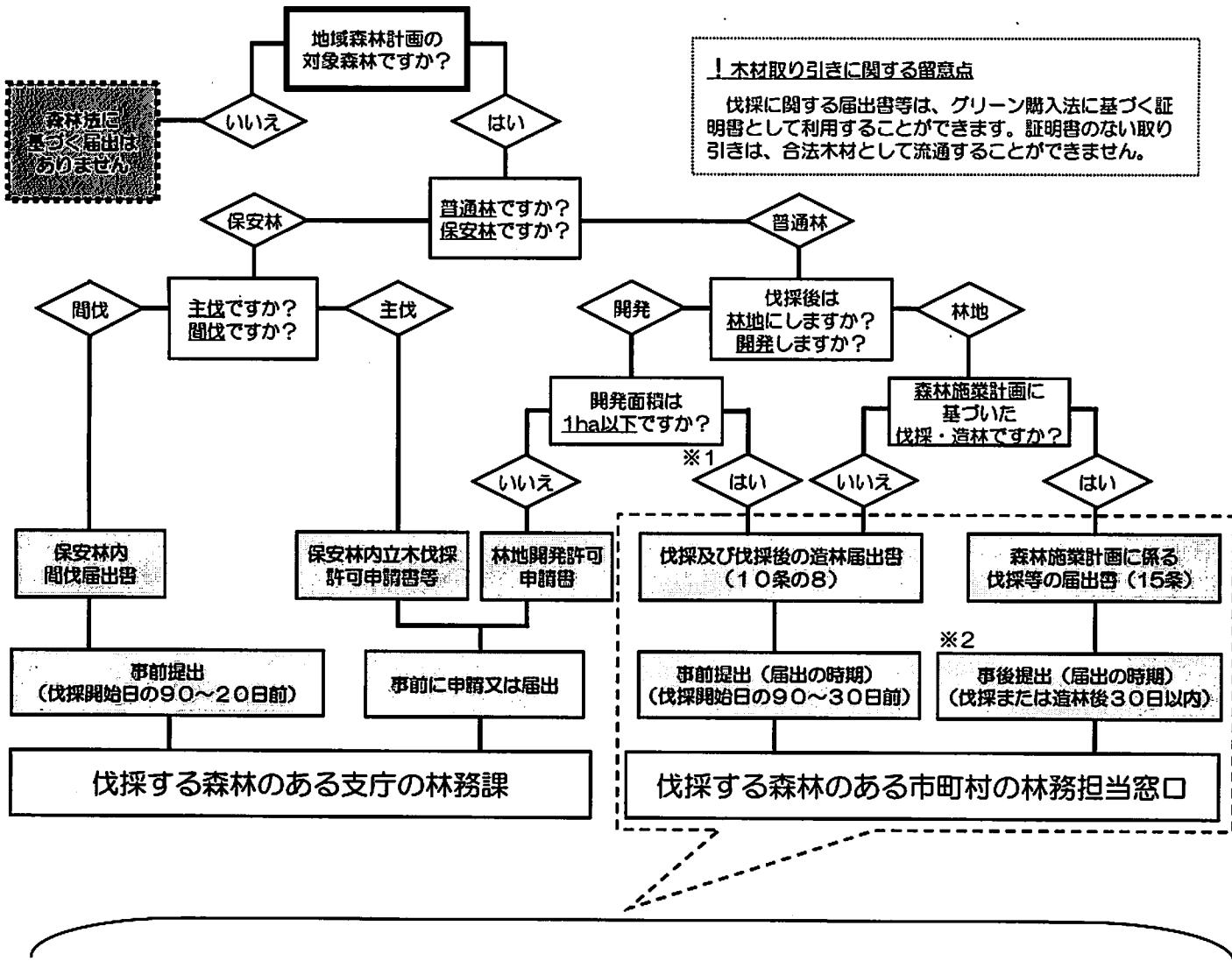
〈伐採跡地が増加すると...〉

- 森林の公益的機能の低下
- 木材の安定供給体制の崩壊

伐採跡地への確実な更新が必要

森林資源の的確な管理体制の構築

森林法に基づく伐採に関する手続概要の流れ

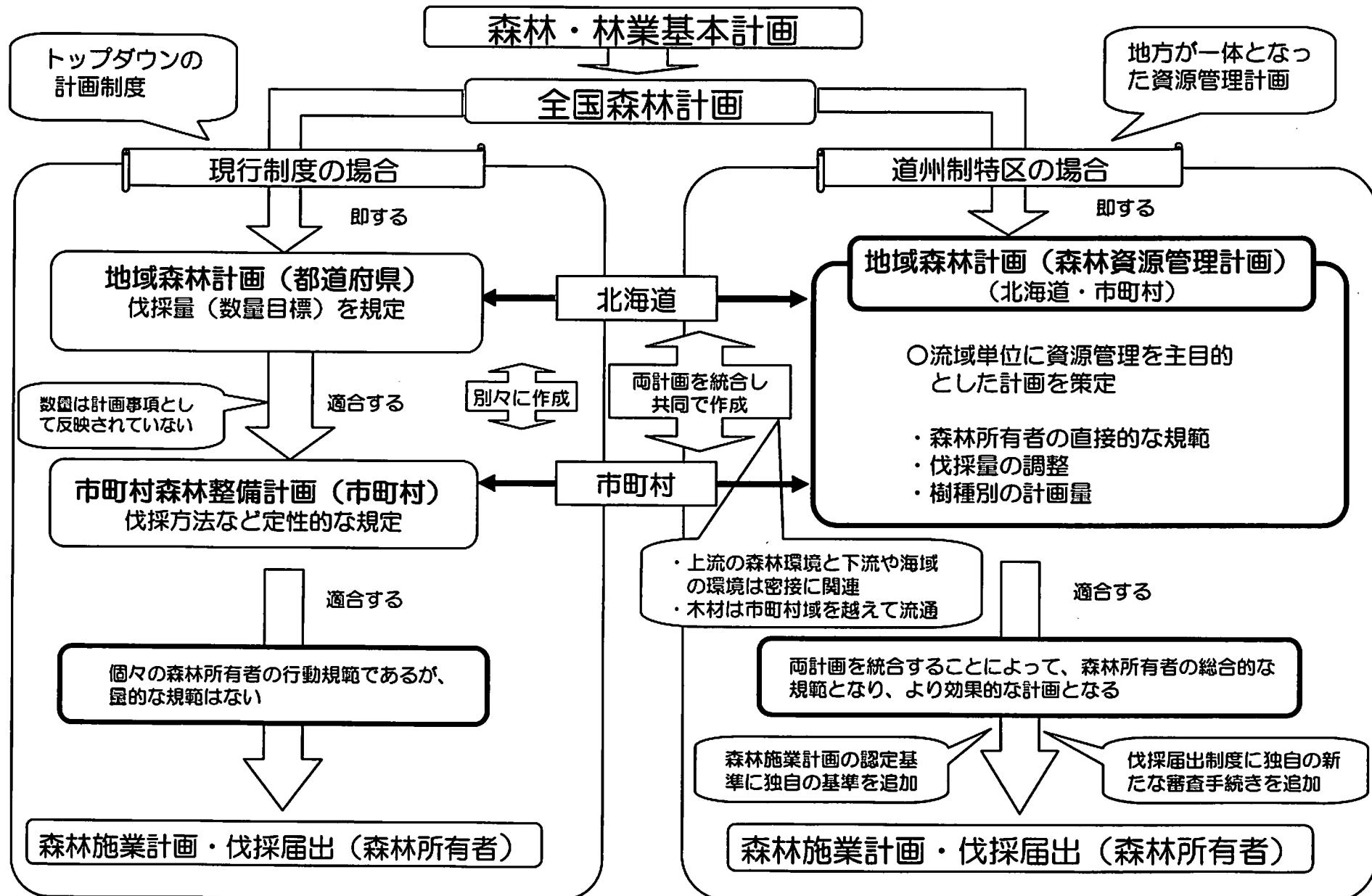


伐採及び伐採後の造林届出書（森林法第10条の8）	森林施業計画に係る伐採等の届出書（森林法第15条）
<ul style="list-style-type: none"> 対象となる森林 地域森林計画の対象森林（民有林） そのうち、保安林と保安施設地区及び森林施業計画を立てている森林は除きます。対象森林の確認は、森林のある市町村又は支庁までお問い合わせください。 届出者 森林所有者など伐採の権限を持つ人が届け出ます。 伐採者と造林者が異なる場合は、事前に両者で造林計画を決めておく必要があります。 届出の内容 所定の様式に、森林の所在場所、伐採面積などの伐採関連事項、伐採後の造林関連事項等を記載してください。 変更・遵守命令 届出内容が市町村森林整備計画に適合しないと認められる場合、また届出計画に従った伐採や造林を行っていないと認められる場合に、市町村長は届出人に對し計画の変更や遵守を命じる場合があります。 無届け・変更・遵守命令に従わない場合 森林法207条の規定により、30万円以下の罰金に処せられことがあります。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる森林 森林施業計画を立てている森林 届出者 森林施業計画の認定を受けた人が届け出ます。 複数人で森林施業計画の認定を受けた場合は、代表者（代理人）でも届け出ることができます。 届出の内容 所定の様式に、森林の所在場所、伐採面積などの伐採関連事項、伐採後の造林関連事項等を記載してください。 森林施業計画の変更 伐採を計画した箇所が、森林施業計画がない場合には、必ず森林施業計画の内容及び要件を事前に変更手続きを行い、認定者の審査を受けてください。 森林施業計画にない伐採 無届の場合や虚偽の届出をした場合には、勧告及び森林施業計画の認定取り消しを行われることがあります。 認定が取り消されると、当該計画の始期に遡って侵入措置が不適用となり、補助金等について返還の義務が生じる場合があります。

※1. 開発面積が1ha以下の届出書の提出については、林地開発許可制度に基づく手続きではありません。

※2. 事後提出については、森林施業計画のほかに、非常災害に際し、緊急の用に供する必要がある場合もあります。

人工林資源の的確な管理体制の構築



人工林資源の的確な管理体制の構築 <新旧対照表>

区分	現 行	権限移譲後
イメージ図	<p>【民有林の人工林】</p> <pre> graph TD A[国 全国森林計画（森林法§4）] --> B[北海道 地域森林計画（法§5）] A --> C[市町村 市町村森林整備計画（法§10-5）] B --> D[所有者 森林施業計画（法§11）] C --> E[所有者 伐採届出（法§10-8）] D -.-> E B -.-> F[市町村] C -.-> G[所有者] E -.-> H[所有者] F -.-> G G -.-> H H -.-> I[伐採跡地の増加への懸念] </pre> <p style="text-align: center;">伐採跡地の増加への懸念 (森林の公益的機能の低下) (木材の安定供給体制の崩壊)</p>	<p>【民有林の人工林】</p> <pre> graph TD A[国 全国森林計画（森林法§4）] --> B[北海道及び市町村 森林資源管理計画] B -.-> C[所有者 森林施業計画（法§11）] C -.-> D[所有者 伐採届出（法§10-8）] B -.-> E[流域一体の広域的な資源管理] </pre> <p style="text-align: center;">森林資源の的確な管理体制 (地域に密着した市町村と広域的な調整を担う道が連携) (樹種別に資源の循環利用が可能となるよう伐採量を調整)</p>
法令制度	<ul style="list-style-type: none"> ○地域森林計画・市町村森林整備計画 <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備の推進が主目的であり、道及び市町村がそれぞれ策定している（法§5、10-5） ○森林施業計画 <ul style="list-style-type: none"> ・全国一律の計画認定基準（法§11-4） ○伐採届出 <ul style="list-style-type: none"> ・全国一律の伐採届出制度（法§10-8） 	<p>【特区提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○森林資源管理計画 <ul style="list-style-type: none"> ・資源管理を主目的とし、道が市町村と共同で流域単位の計画を策定できるよう、法§5の地域森林計画について、北海道においては道と市町村が共同で策定し、道条例で定める計画事項を追加する。 ○森林施業計画 <ul style="list-style-type: none"> ・認定基準について、北海道においては道条例で定める事項を追加する（法§11） ○伐採届出 <ul style="list-style-type: none"> ・法§10-8に規定する伐採届出の手続き等について、北海道においては道条例で定める事項を追加する

○ 森林法（昭和二十六年六月二十六日法律第二百四十九号）（抄）

（全国森林計画等）

第四条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十号）第十一第一項の基本計画に即し、かつ、保安施設の整備の状況等を勘案して、全国の森林につき、五年ごとに、十五年を一期とする全国森林計画をたてなければならない。

2~11 (略)

（地域森林計画）

第五条 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

2 地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 その対象とする森林の区域
- 二 森林の有する機能別の森林の所在及び面積並びにその整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- 三 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
- 四 造林面積その他造林に関する事項
- 四の二 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項
- 四の三 公益的機能別施業森林の区域（以下「公益的機能別施業森林区域」という。）の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- 五 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項
- 五の二 森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
- 六 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項
- 七 保安林の整備、第四十一条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項
- 八 その他必要な事項

3~4 (略)

（市町村森林整備計画）

第十条の五 市町村は、その区域内にある地域森林計画の対象となつている民有林につき、五年ごとに、当該民有林の属する森林計画区に係る地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期とし、十年を一期とする市町村森林整備計画をたてなければならない。ただし、地域森林計画の変更により新たにその区域内にある民有林が当該地域森林計画の対象となつた市町村にあつては、その最初にたてる市町村森林整備計画については当該地域森林計画の計画期間の終期をその計画期間の終期とし、当該市町村森林整備計画に引き続く次の市町村森林整備計画については当該地域森林計画に引き継ぎたてられる次の地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期として、たてなければならない。

2 市町村森林整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的事項
- 二 立木の標準伐期齢、立木の伐採の標準的な方法その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
- 三 造林樹種、造林の標準的な方法その他造林に関する事項
- 四 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
- 五 間伐又は保育が適正に実施されていない森林であつてこれらを早急に実施する必要のあるもの（以下「要間伐森林」という。）の所在並びに要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期に関する事項
- 六 公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- 七 森林施業の共同化の促進に関する事項
- 八 林業に從事する者の養成及び確保に関する事項
- 九 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- 十 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
- 十一 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
- 十二 その他森林の整備のために必要な事項

3~8 (略)

(森林施業計画)

第十一條 森林所有者等は、単独で又は共同して、これを一体として整備することを相当とするものとして政令で定める基準に適合する森林につき、農林水産省令で定めるところにより、五年を一期とする森林施業計画を作成し、これを当該森林施業計画の対象とする森林の所在地の属する市町村の長に提出して、当該森林施業計画が適當であるかどうかにつき認定を求めることができる。

2 森林施業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 その対象とする森林についての森林施業の実施に関する長期の方針
- 二 その対象とする森林についての所在場所別の面積、人工植栽に係る森林とその他の森林との区別、樹種又は林相、林齢及び立木の材積
- 三 伐採する森林についての所在場所別の伐採時期、伐採面積、伐採立木材積及び伐採方法（間伐に関する事項を除く。）
- 四 造林する森林についての所在場所別の造林時期、造林面積、造林樹種及び造林方法
- 五 間伐を実施する森林についての所在場所別の間伐時期、間伐面積、間伐立木材積及び間伐方法
- 六 保育の種類別の面積
- 七 その他農林水産省令で定める事項

3~4 (略)

(森林施業計画に係る森林の伐採等の届出)

第十五条 認定森林所有者等は、当該森林施業計画の対象とする森林につき立木の伐採又は造林をした場合その他農林水産省令で定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長にその届出書を提出しなければならない。

○ 森林法施行規則（昭和二十六年八月一日農林省令第五十四号）（抄）

(森林施業計画に係る森林の伐採等の届出)

第十三条の四 法第十五条の農林水産省令で定める場合は、認定森林所有者等（法第十二条第一項の認定森林所有者等をいう。以下同じ。）が当該森林施業計画の対象とする森林につきその立木を譲渡した場合及び認定森林所有者等以外の者が当該森林施業計画の対象とする森林につきその立木の伐採又は造林をした場合とする。

2 法第十五条の届出書は、当該立木の譲渡をした日又は当該立木の伐採若しくは造林の終つた日から三十日以内に提出しなければならない。

3 前項の届出書の提出部数は、一通とする。

【参考】丸太移輸出の抑制について

道州制特区提案の検討

第8回道州制特区提案検討委員会（11月6日）

特区提案の概要

◎計画制度の特例措置(特区提案)

将来の人工林資源の保続に向け、的確な管理体制を構築するため、

- ①地域が一体となり新たに策定する「森林資源管理計画」に、『伐採調整基準量』を設定
- ②施業計画の認定基準に伐採量を追加するとともに、伐採届出の伐採調整枠を設定することにより、過度な伐採を抑制

◎丸太移輸出の特例措置(特区提案)

③丸太移輸出の増加により、「森林資源管理計画」に設定した『伐採調整基準量』を超えた伐採が生じた場合、該当樹種の道外移輸出を抑制

- ・国から輸出規制に関する権限を移譲
- ・人工林資源のうち、年間の伐採量が『伐採調整基準量』を上回る品目（丸太）は、移輸出を規制する特定品目として道独自に指定。
- ・該当樹種の道外移輸出を抑制する特例措置（知事の許可または承認）を設定

道州制特区提案検討委員会からの意見

◎丸太移輸出の特例措置については再整理すること

【再整理のポイント】

◆2重・3重に規制をかける必要があるのか。

◆産業振興の点からも、移輸出を規制する前に、何らかの方策を考えるべき。

意見に対する考え方

◆丸太移輸出の特例措置は、近年の丸太の道外移出量増加が、過度な伐採の一要因となっていることを踏まえ提案したもの

◆一方、移出材は通常よりも高く買われる傾向にあり、その抑制は、森林所有者等の不利益となる可能性もある

◆こうしたことから、資源管理を進めためには、まずは、新たな計画制度を十分に機能させることにより、過度な伐採に歯止めをかけることが重要

◆道では、これまで、住宅など付加価値の高い分野への道産木材・木製品の利用促進に取組んでいるところ

◆また、道産木材に対する内外からの需要増により、道内木材産業の競争力強化が求められており、付加価値が高く低コストな木材・木製品生産体制づくりに取組んでいるところ

◆このような中、原木の安定供給に向けて、木材産業界自らが、森林所有者や林業事業体等との結びつきを強化し、丸太移出を抑制していくことも重要

今後の対応

◎丸太移輸出の特例措置の提案を見送るとともに、計画制度の特例措置は最優先課題として提案。

◎木材・木製品の加工体制づくりに、引き続き取組むとともに、適正な資源管理に基づく業界の自主的な丸太移輸出抑制の取組を促進

◎当面、これらの取組が十分機能しているか評価

※なお、評価の結果、十分機能していないときには、丸太の移輸出の抑制について再度検討